

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 白川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	144.2%
全職員	91.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	92.8%
本庁係長相当職	116.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.9%
31～35年	84.8%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	112.7%
6～10年	93.9%
1～5年	87.7%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】 扶養手当及び住居手当については、男性職員が女性職員と比べ世帯主や住居の契約者として多く受給しており、合計給与に差異が生じる要因の一つとなっています。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】 単価が異なる会計年度任用職員が占めているため差異が生じています。

【役職段階別】 本庁部局庁・次長相当職を当村ではおいていません。課長相当職は女性職員が令和4年度現在おりません。

【勤続年数別】 勤続年数16年から30年の女性職員が不在のため該当なしです。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。